

おらほの **納 税** 教室

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、
所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります

●障害者手帳は持っていないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり要介護認定を受けている人は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。
※障害者手帳をお持ちの人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町の保有する要介護認定に当たって主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で控除を受けることができます。
(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」を使用することになります。町が無料の証明書を発行できるのは2回目以降です)

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問い合わせください。

☎保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

事業主の皆さんへ ～給与支払報告書の提出について～

平成30年度(平成29年分)給与支払報告書の提出は、1月23日(火)までをお願いします。事務処理の都合上、提出期限を早めていますので、ご注意ください。

提出対象者は、平成29年中に給与などの支払いをしたパート、アルバイト、法人役員などを含む全ての従業員です。給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です(平成29年中に退職した人を含む)。

また、青色事業専従者への給与(年末調整をしている場合も含む)に該当する場合や、源泉所得税がかからない場合であっても、提出が必要となります。

なお、南三陸町では特別徴収を推進しており、「平成30年度給与支払報告書総括表」に特別徴収・普通徴収の記載がない場合は、特別徴収として対応させていただきます。

住宅借入金等特別控除の申告教室を開催します

場所	日程	時間(所要時間約2時間)	【持ち物】
歌津総合支所 検診室	2月1日 (木)	1回目 午後1時30分～	●土地、家屋の売買契約書などの写し ●土地、家屋の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本) ●年末残高等証明書 ●補助金などの交付を受けている人は、その金額と交付した機関が分かる書類 ●筆記用具、計算機(電卓など)
南三陸町役場 第2庁舎 2階 大会議室	2月2日 (金)	2回目 午後6時30分～	

当日必ず
持参してください

※申告教室は完全予約制です
予約受付期間/1月4日(木)～25日(木)
予約方法/電話で希望日時、確定申告する人の氏名・住所をお伝えください(連絡先:町民税務課☎46-1372)
注意事項/町の申告会場での申告を予定している人で、住宅借入金等特別控除を受ける人は、必ず申告教室にご参加ください(参加していない場合、町の申告会場での申告をお断りする場合があります)。

気仙沼税務署からのお知らせです

●確定申告会場

平成29年分の所得税などの確定申告会場を次のとおり開設します。
【会場】気仙沼税務署 【開設期間】2月16日(金)～3月15日(木)(土日を除く)
※上記の期間以外は申告会場を設置しておらず、少ない職員での対応となります。
長時間お待ちいただくこととなりますので、会場開設期間中にお越しください。
【開設時間】午前9時～午後5時(受付時間は、午前9時～午後4時)
※午前中は混雑しますので、午後の来場をお勧めします。
会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

●住宅借入金等特別控除見込者に対する申告相談会

平成29年中に住宅ローンなどにより自宅を新築した人向けの申告相談会を開催します。
【会場】気仙沼税務署 【開設期間】2月8日(木)～2月15日(木)(土日、祝日を除く)
【開設時間】午前9時～午後5時(受付時間は、午前9時～午後4時)
※住宅借入金等特別控除の申告に必要な書類は、事前に税務署へお問い合わせください。

●医療費控除申告時の添付書類

平成29年分申告から、医療費控除またはセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合には、支払った医療費などの領収書の添付(または提示)に代えて「医療費の明細書」または「医薬品購入費の明細書」の添付をしていただくこととなりました。
※添付などが不要となった医療費の領収書は、5年間自宅での保管が必要です。

●確定申告書用紙の事前送付

平成28年分確定申告を役場や青色申告会などを通じて提出した人は、平成29年分確定申告より申告書用紙の事前送付を取りやめ、確定申告に必要な情報を記載した「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」を送付します。

●自宅での申告書などの作成・提出にご協力を

申告会場は毎年大変混雑します。自宅での申告書・収支内訳書などの作成と郵送などでの提出にご協力ください。
なお、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも自宅のパソコンで申告書や収支内訳書を作成することができます。

●国税の相談は、電話相談センターのご利用を

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的な質問は「仙台国税局電話相談センター」で受け付けます。税務署へ電話して、音声案内にしたがって番号を選択すると相談センターの職員が質問などにお答えします。

☎気仙沼税務署 ☎22-6780

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

町県民税…第4期
国民健康保険税…第8期
介護保険料…第7期
後期高齢者医療保険料…第7期

口座振替日
1月25日(木)

納付期限
1月31日(水)